

「都市再生特別措置法施行令の一部を改正する政令案」及び
「民間都市開発の推進に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令案」
に関する意見募集の結果について

令和7年4月1日
国土交通省 都市局

国土交通省では、令和7年2月10日（月）から令和7年3月12日（水）までの期間において、「都市再生特別措置法施行令の一部を改正する政令案」及び「民間都市開発の推進に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令案」に関する意見募集を行いました。

その結果、募集期間において3件の御意見をいただきましたが、当該改正内容に直接関わるご意見ではございませんでした。

「都市再生特別措置法施行令の一部を改正する政令」及び「民間都市開発の推進に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令」は、本日付で公布及び施行いたしました。

皆様の御協力に深くお礼申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

1. 実施方法

- ①意見募集期間：令和7年2月10日（月）から令和7年3月12日（水）まで
- ②周知方法：：電子政府の総合窓口（e-Gov）
- ③意見提出方法：インターネット、郵送及びFAX

2. お問い合わせ先

国土交通省都市局まちづくり推進課意見募集担当(03-5253-8111 内線 32-533)